

令和５年度つくば市上下水道審議会（水道事業 第１回）

次 第

日時 令和５年１１月１７日（金）
午後３時
場所 つくば市役所コミュニティ棟
３階会議室

１ 開会

２ 副市長挨拶

３ 辞令交付

４ 自己紹介

５ 諮問

６ 議事

（１）令和５年度つくば市上下水道審議会について（水道事業） （資料４）

（２）つくば市水道事業経営戦略策定後について （資料５）

（３）令和４年度つくば市水道事業会計 決算について （資料６）

（４）料金改定案の検討手順（案）について （資料７）

７ その他

（１）茨城県水道事業の広域連携について （資料８）

８ 閉会

令和5年11月17日

**令和５年度つくば市上下水道審議会
(水道事業 第１回) 資料一覧**

資料番号	資料名
資料１	令和５年度つくば市上下水道審議会 委員名簿
資料２	諮問書
資料３	つくば市上下水道審議会に関する資料
資料４	令和５年度つくば市上下水道審議会について（水道事業）
資料５	つくば市水道事業経営戦略策定後について
資料６	令和４年度 つくば市水道事業会計 決算について
資料７	料金改定案の検討手順（案）
資料８－１	茨城県水道ビジョン（概要版）
資料８－２	水道事業の広域連携：経営統合（経営の一体化）等に向けた主な流れ

令和 5 年度つくば市上下水道審議会 委員名簿

任期：2 年（令和 4 年10月14日から令和 6 年10月13日まで）

氏 名	ふりがな	所 属 等	条例における選出	
白川 直樹	しらかわ なおき	筑波大学システム情報系 准教授	学識経験者	1 号
三宮 武	さんのみや たけし	国土交通省国土技術政策総合研究所 下水道研究部長	学識経験者	1 号
平島 泰裕	ひらしま やすひろ	公認会計士	学識経験者	1 号
小原 正彦	おはら まさひこ	つくば市区会連合会副会長	市民（関係団体）	2 号
秋葉 忠	あきば ただし	つくば市共同給水組合連絡協議会会長	市民（関係団体）	2 号
阿久津 裕子	あくつ やすこ		市民（一般）	2 号
飯塚 怜	いいつか れん		市民（一般）	2 号
高田 佳恵子	たかだ かえこ		市民（一般）	2 号
仲野 惇	なかの じゅん		市民（一般）	2 号
長塚 俊宏	ながつか たかひろ	つくば市議会議員	市議会の議員	3 号
浜中 勝美	はまなか かつみ	つくば市議会議員	市議会の議員	3 号
加納 誠介	かのう せいすけ	筑波研究学園都市交流協議会 企画調整委員会 会長 （国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター次長・つくば東事業所長）	関係行政機関の職員	4 号
竹内 秀治	たけうち ひではる	つくば市工業団地企業連絡協議会会長 （荒川化学工業株式会社 筑波研究所長）	関係行政機関の職員	4 号
野中 伸一	のなか しんいち	茨城県企業局県南水道事務所長	関係行政機関の職員	4 号
磯野 健寿	いその けんじ	茨城県流域下水道事務所長	関係行政機関の職員	4 号

（敬称略）

資料 2

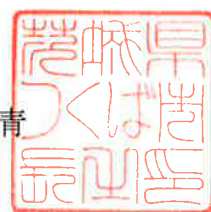
5 水総第 223 号

つくば市上下水道審議会 会長 白川 直樹 様

つくば市上下水道審議会条例（昭和 63 年つくば市条例第 121 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

令和 5 年 11 月 17 日

つくば市長 五十嵐 立 青



記

- 1 条例第 2 条第 1 号に定める水道料金に関すること。

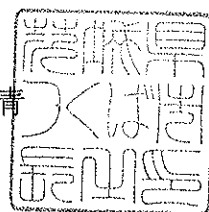
5 下総第 160 号

つくば市上下水道審議会 会長 白川 直樹 様

つくば市上下水道審議会条例（昭和 63 年つくば市条例第 121 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

令和 5 年 11 月 17 日

つくば市長 五十嵐 立 青



記

- 1 条例第 2 条第 5 号に定めるその他水道事業及び下水道事業について市長が必要と認める事項（つくば市下水道事業経営戦略の改定に関すること。）

つくば市上下水道審議会に関する資料

つくば市上下水道審議会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

つくば市上下水道審議会条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

つくば市上下水道審議会運営規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例・・・・ P 8

つくば市情報公開条例（一部抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12

傍聴人への注意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15

令和5年度つくば市上下水道審議会の概要

1 つくば市上下水道審議会とは

地方自治法第138条の4第3項に基づき、水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るために設置された附属機関です。市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行います。

- ・水道料金に関すること。
- ・水道加入金に関すること。
- ・下水道受益者負担金に関すること。
- ・下水道使用料に関すること。
- ・その他水道事業及び下水道事業について市長が必要と認める事項

2 委員の定数、選任、任期

つくば市上下水道審議会条例に基づき、次のとおりとなります。

(1) 定数 15人

(2) 選任方法

次に掲げる者のうちから市長が任命します。

- ・学識経験者
- ・市民
- ・市議会の議員
- ・関係行政機関の職員

(3) 令和4年10月14日から令和6年10月13日（2年）

3 令和5年度における開催について

令和5年度は水道事業及び下水道事業で開催します。

各事業の調査審議事項は次のとおりです。

- (1) 水道事業：水道料金に関すること。
- (2) 下水道事業：つくば市下水道事業経営戦略の改定に関すること。

〇つくば市上下水道審議会条例

昭和63年 6 月23日

条例第121号

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るため、つくば市上下水道審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平19条例42・一部改正）

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 水道料金に関する事。
- (2) 水道加入金に関する事。
- (3) 下水道受益者負担金に関する事。
- (4) 下水道使用料に関する事。
- (5) その他水道事業及び下水道事業について市長が必要と認める事項

（平 9 条例33・平19条例42・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市議会の議員
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができ。

5 第2項第2号及び第3号に規定する者で当該職又は地位により委員に任命され

たものが当該職又は地位を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(平9条例33・平17条例3・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平9条例33・一部改正)

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(平9条例33・一部改正)

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(平9条例33・平9条例42・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(昭63条例131・平3条例41・平9条例33・平15条例1・平19条例42・平29
条例1・令3条例53・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で

定める。

(平 9 条例33・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第131号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 年条例第41号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年条例第33号)

この条例は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年条例第 1 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年条例第 3 号)

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 62年つくば市条例第15号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成29年条例第 1 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第53号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

〇つくば市上下水道審議会運営規則

昭和63年 9 月 26 日

規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、つくば市上下水道審議会条例（昭和63年つくば市条例第121号）第8条の規定に基づき、つくば市上下水道審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（平20規則23・一部改正）

(会議の招集の通知)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、開会の日の7日前までに日時、場所及び議題又は審議する事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(欠席)

第3条 委員は、招集を受けた場合において事故のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に通知しなければならない。

(議事録)

第4条 審議会の議事については、議事録を作成し、会長及び会長の指名した委員2人がこれに署名しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

（平9規則39・一部改正）

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

(平9規則39・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第39号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第23号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

〇つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成29年12月22日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。

(2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。

(3) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 会議において、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込みがあるとき。

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

第5条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 前条第1号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し、決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り、規則で定める事項を勘案し、決定する方法

(2) 前条第2号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

(会議開催の事前公表)

第6条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の名称、開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の7日前までに公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴等)

第7条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は、その都度、執行機関が定める。

2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は、当該会議を傍聴することができない。

3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、規則で定める事項を遵守し、及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。

4 附属機関及び懇談会等の長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議資料の閲覧)

第8条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等について、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

(会議録の写し等の公表)

第10条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつてはその概要を記録したものを公表しなければならない。

(公開状況の公表)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、公表しなければならない。

(他の条例に特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年2月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により公表する附属機関の会議及び懇談会等から適用する。

(つくば市政治倫理審査会条例の一部改正)

- 2 つくば市政治倫理審査会条例（平成13年つくば市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市開発審査会条例の一部改正）

- 3 つくば市開発審査会条例（平成18年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市教育特区学校審議会条例の一部改正）

- 4 つくば市教育特区学校審議会条例（平成19年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市ラブホテルの建築等規制条例の一部改正）

- 5 つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市農業委員会委員候補者選考会条例の一部改正）

- 6 つくば市農業委員会委員候補者選考会条例（平成29年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

〇つくば市情報公開条例（一部抜粋）

（行政文書の開示義務）

第5条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

（1）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令、条例若しくは規則の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員

をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある場合は、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの
その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある
と実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (4) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 法令又は他の条例の規定により公にすることができないと認められる情報

(平29条例22・一部改正)

注 意 事 項

傍聴人は、次の事項を守ってください。

- (1) 審議会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話による通話をしないこと。
- (7) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (8) 会場の秩序を乱し、又は審議会の妨害となるような行為をしないこと。

傍聴人が審議会を妨害し、人に迷惑を及ぼすと認められるとき又は上記に違反するときは、議長はこれを制止し、その指示に従わないときは、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第7条第4項の規定に基づき、当該傍聴人に対し退場を命じます。

令和5年度つくば市上下水道審議会について（水道事業）

1 これまでの経緯

- ・令和4年10月から令和5年3月にかけて上下水道審議会を5回開催しました。
- ・令和4年度の上下水道審議会では、「つくば市水道事業経営戦略」の策定について、つくば市長から諮問を受け、答申を行いました。
- ・つくば市水道事業は、上下水道審議会の答申を受け、「つくば市水道事業経営戦略」を策定し、令和5年3月に公表しました。

2 令和5年度の上下水道審議会の開催について

- ・つくば市上下水道審議会条例第2条第1号の規定に基づき、「水道料金に関すること。」について、つくば市長から諮問を受け、調査審議を行います。
- ・具体的には、「つくば市水道事業経営戦略」に示した料金改定について、どのように改定を行うか審議を行います。

3 上下水道審議会 開催予定（案）

令和5年11月から月1回を基本に開催する予定です。

	開催時期	主な審議事項
第1回	令和5年11月	・つくば市上下水道審議会について ・令和4年度つくば市水道事業決算報告 ・つくば市水道事業経営戦略について（経過報告）
第2回	12月	・つくば市水道料金の現状について
第3回	令和6年1月	・水道料金改定の方法について
第4回	2月	・水需要予測について
第5回	3月	・つくば市水道事業の投資計画について
第6回	4月	・料金改定に伴う財政シミュレーションについて①
第7回	5月	・料金改定に伴う財政シミュレーションについて②
第8回	6月	・料金改定に伴う財政シミュレーションについて③
第9回	7月	・答申について

※開催時期や審議事項は、状況により変更になる場合があります。

※審議の状況によっては、回数が増加し開催時期も延長になる可能性があります。

※審議した内容については、定期的につくば市議会へ報告する予定です。

4 料金改定までのスケジュール（案）

令和5年11月～令和6年7月	上下水道審議会による調査検討
令和6年9月	条例改正案をつくば市議会へ提出
令和6年10月～令和7年3月	水道料金改定について周知
令和7年4月	水道料金改定

※状況により、スケジュールが変更になる場合があります。

つくば市水道事業経営戦略策定後について

つくば市水道事業経営戦略策定後に、6月及び9月つくば市議会定例会で議員から一般質問がありました。その際に議員から出た意見は次のとおりです。

1 6月定例会（小森谷議員）

(1) 資金残高について

- ・東日本大震災による復旧費用は、国から交付金が出ていたので、手持ち資金を30億円も積み上げなくても良いのではないかと。

(2) 企業債について

- ・企業債残高対給水収益比率の上限350%の根拠である一般会計の将来負担比率における早期健全化基準をそのまま当てはめて良いかと。
- ・水道はライフラインであり、将来世代も必ず使う設備であることから、将来負担と現役負担の平準化や、社会経済情勢を見て、改めて精査をお願いしたい。

(3) 審議会の開催回数について

- ・5回の審議会では精査は難しいと思うので、しっかり回数を重ねて議論いただくような形を設定するよう要望する。

(4) 大口需要者について

- ・地下水の大口需要者の対策なくして次の水道料金改定はないものと考えてるので、この点もしっかりと議論していただくことを要望する。

2 9月定例会（山中議員）

(1) 企業債について

- ・借金がたとえ増えたとしても、水道の管路は後世の市民も数十年と使用していくものなので、長い目で返済していけばよいものである。
- ・明確な基準がない企業債残高対給水収益比率にとらわれる必要はないのではないかな。
- ・企業債残高対給水収益比率を抑えるために水道料金を値上げするというのは、未普及地域解消の工事費をすべての水道使用者に割り振って負担してもらうことになり公平性に欠けるのではないかな。

(2) 水道未普及地域解消事業について

- ・水道未普及地域は人口密集地域ではないので、料金収入で工事費を賄うのは難しいのではないかな。水道未普及地域への整備は自治体として市民の公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としているもので、地域要望に応える非常に重要な事業である。
- ・採算を取ることが難しい管路整備については、自治体として税金で支出すること、また長期にわたって借金を返済していくことが適切と考える。

(3) 料金改定について

- ・人口も収益も予想以上に増えているので、値上げではなくむしろ値下げの議論になるのではないかな。

つくば市上下水道審議会 市長へ答申書提出について

令和5年3月28日、白川直樹会長から五十嵐立青市長に対して、答申書の提出が行われました。

答申書の提出に際して、白川会長から、つくば市独自の課題、今後見込まれる更新費用やその財源、財政シミュレーション内容など、主に概要資料を基に説明を行いました。

答申を受け、五十嵐市長からは次のような話がありました。

「しっかりしたロジックに基づき明確な計画を示されており、水道事業の見通しが立てられて非常に感謝しています。すべてを読ませていただきましたが、根拠があり市民負担と経営のバランスを考慮した現実的な数値を出していただいたと考えます。これを案として議会のみなさまにお示ししご意見をいただき、あわせて市民のみなさまの理解を得ていくことを努力することが私の仕事ですので、丁寧な説明を心掛けながら取り組んでいきたいと思います。」

※当日の様子



令和 4 年度 つくば市水道事業会計 決算について

資料 6

1 令和 4 年度 決算の概要

(1) 収益的収支

収益的収支とは、毎年経常的な経営活動に伴って発生する収入（水道料金収入などの収益）と支出（受水費や人件費などの費用）をいいます。

水道事業収益	5,695,033千円
水道事業費用	4,976,274千円
令和 4 年度純利益	718,759千円

収益的収支の内訳

(単位：千円)					
	当初予算	決算	差	執行率	
水道事業収益	5,696,597	5,695,033	△ 1,564	99.97%	
営業収益	5,129,205	5,057,542	△ 71,663	98.60%	
	4,756,020	4,714,936	△ 41,084	99.14%	
	373,185	342,606	△ 30,579	91.81%	
	567,392	637,491	70,099	112.35%	
	220	29	△ 191	13.18%	
	79,608	150,148	70,540	188.61%	
	467,112	466,730	△ 382	99.92%	
	20,452	20,584	132	100.65%	
	0	0	0	—	
	0	0	0	—	
水道事業費用	5,054,153	4,976,274	△ 77,879	98.46%	
営業費用	4,849,405	4,775,592	△ 73,813	98.48%	
	2,226,852	2,213,343	△ 13,509	99.39%	
	654,313	706,045	51,732	107.91%	
	420,830	329,183	△ 91,647	78.22%	
	125,698	108,285	△ 17,413	86.15%	
	1,414,951	1,411,985	△ 2,966	99.79%	
	6,761	6,751	△ 10	99.85%	
	195,053	196,359	1,306	100.67%	
	187,139	184,357	△ 2,782	98.51%	
	7,914	12,002	4,088	151.66%	
特別損失	4,695	4,323	△ 372	92.08%	
特別損失	4,695	4,323	△ 372	92.08%	
予備費	5,000	0	△ 5,000	0.00%	
予備費	5,000	0	△ 5,000	0.00%	
損益	642,444	718,759	76,315	111.88%	

- 水道事業収益及び水道事業費用ともに、予算に対して98%以上の執行率となった。
- 水道事業収益から水道事業費用を差し引いた損益は、約 7 億1,800万円となり、当初予算で見込んだ損益よりも約7,600万円の増となった。

(2) 資本的収支

資本的収支とは、配水管布設などの施設整備や老朽施設・管路等の更新などに関する収支をいいます。

資本的収入	1,629,429千円
資本的支出	2,890,879千円
差引き	△1,261,450千円

資本的収支の内訳

(単位：千円)				
	当初予算	決算	差	
資本的収入	2,224,963	1,629,429	△ 595,534	
企業債	2,073,100	1,438,400	△ 634,700	
	2,073,100	1,438,400	△ 634,700	
	35,294	126,916	91,622	
	35,294	126,916	91,622	
	36,712	29,788	△ 6,924	
	36,712	29,788	△ 6,924	
	73,431	0	△ 73,431	
	73,431	0	△ 73,431	
	6,426	34,325	27,899	
	6,426	34,325	27,899	
資本的支出	3,712,527	2,890,879	△ 821,648	
建設改良費	2,806,693	1,985,046	△ 821,647	
	1,749,487	1,382,135	△ 367,352	
	1,041,291	593,097	△ 448,194	
	15,915	9,814	△ 6,101	
	905,834	905,833	△ 1	
	905,834	905,833	△ 1	
	0	0	0	
	0	0	0	
	0	0	0	
	0	0	0	
差引き	△ 1,487,564	△ 1,261,450	226,114	

- 建設改良費は、当初予算約28億円に対して執行額が約19.8億円となった。予算に対して執行額が少ないのは、新型コロナウイルス感染症の影響による材料納入の遅延などの理由により、年度内に竣工ができず翌年度へ繰越しとなったためである。

(3) 資金収支、業務量、経営指標

つくば市水道事業経営戦略の投資・財政計画（収支計画）に示した資金収支、業務量、経営指標の令和 4 年度における決算値は、以下のとおりです。

(単位：千円)			
資金収支	予算値	決算値	差
損益勘定留保資金	954,600	952,005	△ 2,595
損益	643,174	718,759	75,585
資本的収支不足額	△ 1,487,564	△ 1,261,450	226,114
消費税資本的収支調整額等	△ 78,776	8,122	86,898
差引	31,434	417,436	386,002
資金残高	1,484,633	1,870,635	386,002

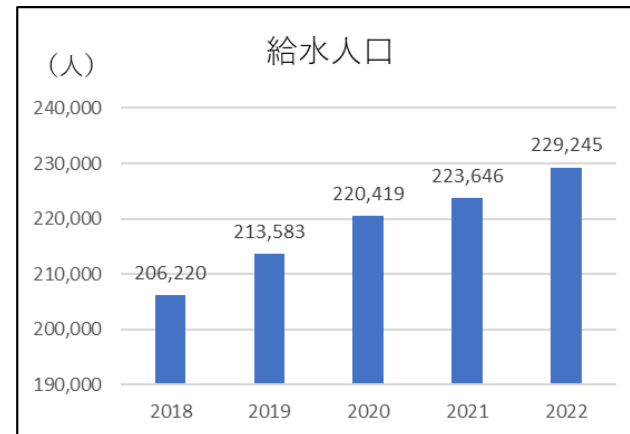
業務量			
	予算値	決算値	差
給水人口（人）	230,583	229,245	△ 1,338
年間有収水量（㎡）	22,660,295	23,409,728	749,433
供給単価（円/㎡）	203.44	201.41	△ 2.03
20㎡当たりの水道料金（円）	4,069	4,028	△ 41
料金改定率（％）	0%	0%	0%
給水原価（円/㎡）	201.94	192.45	△ 9.49

経営指標			
	予算値	決算値	差
起債比率	73.9%	72.5%	△1.4%
資金残高（千円）	1,484,633	1,870,635	386,002
損益（千円）	642,444	718,759	76,315
企業債残高（千円）	13,423,163	12,681,665	△ 741,498
企業債残高対給水収益比率	282.24%	268.97%	△13.27%

- 資金残高は、予算値（予測値）よりも約 3 億8,600 万円増の約18億7,000万円となった。増加した主な理由は、工事の繰越しにより令和 4 年度内の建設改良費の支払いが予測より減少したことなどである。
- 企業債残高は、令和 4 年度末で約126億8,000万円となり、予算値（予測値）よりも約 7 億4,000万円の減となった。減となった理由は、資金残高の理由と同様、建設改良費の年度内執行が減少したことにより企業債の利用も減となったためである。
- 企業債残高対給水収益比率は268.97%となり、予算値（予測値）より13.27%減となった。

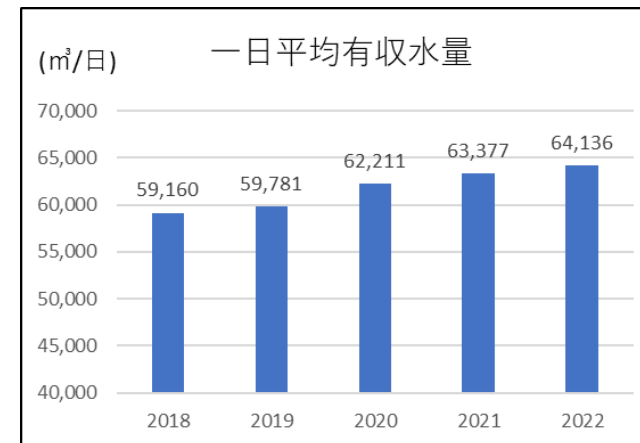
2 過去5年間の主な決算値の推移

(1) 給水人口



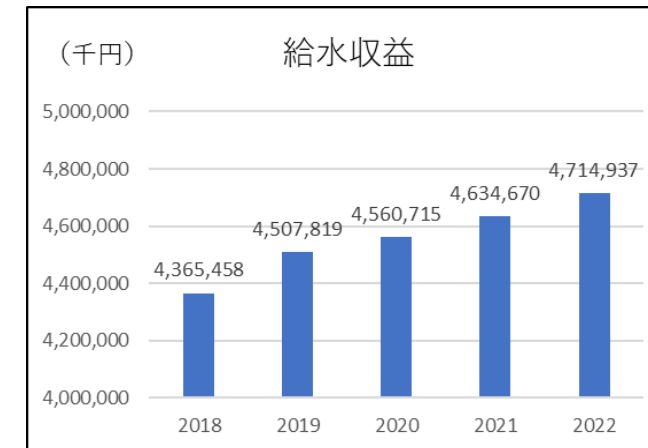
給水人口とは、水道により供給を受けている人口をいいます。市の人口が増加していることから、給水人口も増加傾向にあります。

(2) 一日平均有収水量



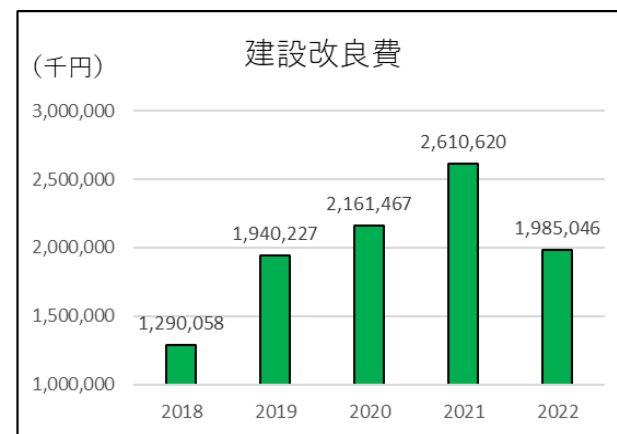
有収水量とは、料金徴収の対象となった水量をいいます。年間総有収水量を年日数を除いたものを一日平均有収水量といます。給水人口が増加していることから、有収水量も増加傾向にあります。

(3) 給水収益



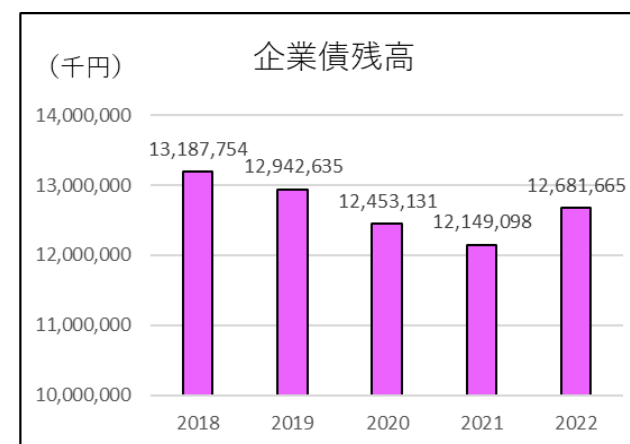
給水収益とは、水道料金として収入となる収益のことです。給水人口、有収水量が増加していることから、給水収益も年々増加しています。

(4) 建設改良費



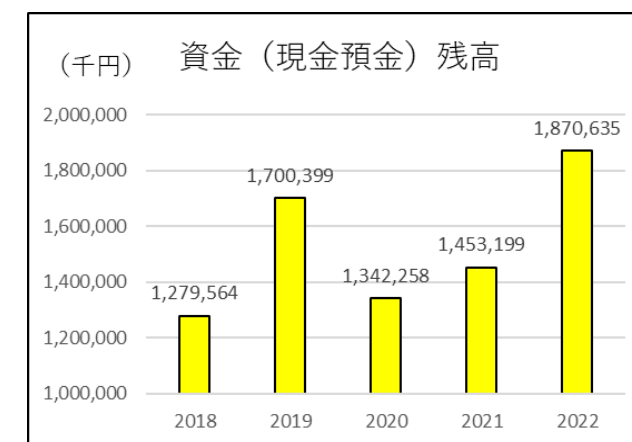
建設改良費とは、配水管布設などの施設整備や老朽施設・管路等の更新などに要する費用をいいます。経営戦略における投資額とは、主にこの費用を指します。上水道未整備地域の解消事業や老朽施設等の更新事業を進めるため年々増加傾向にありましたが、2022年度は年度内に工事が完了せず繰越しとなった事業が多かったため、減少しました。

(5) 企業債残高



企業債とは、建設、改良に要する資金に充てるために起こす地方債（借金）をいいます。2018年度以降、企業債（借金）の残高は年々減少傾向にありましたが、2022年度は増加しました。

(6) 資金残高

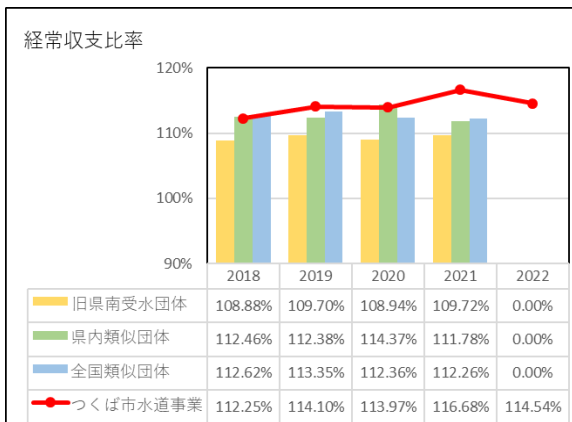


年度末における資金（現金預金）残高の推移です。2018年度（平成30年度）に実施した水道料金の改定の際に資金残高を最低10億円確保するという条件としました。2018年度以降、資金残高は12～18億円で推移しています。

3 経営指標

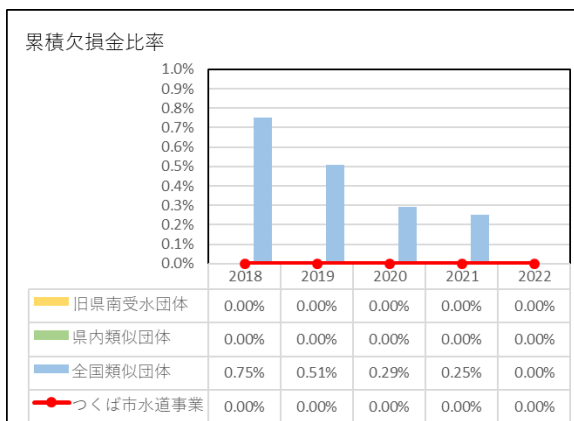
(1) 経営の健全性・効率性を示す指標

①経常収支比率



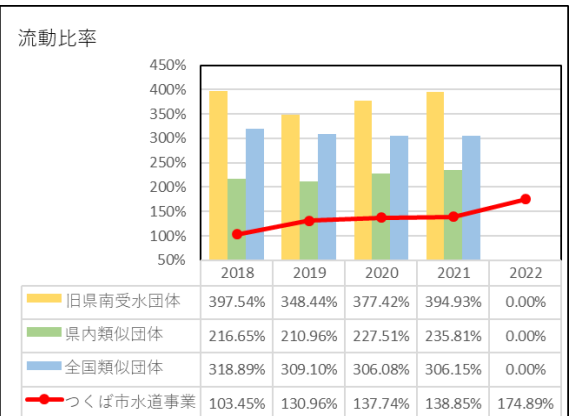
給水収益等の収益で維持管理費などの費用をどの程度賄っているかを示す指標。100%以上であれば黒字。

②累積欠損金比率



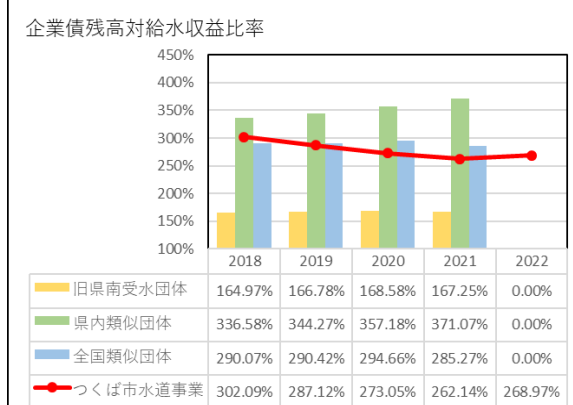
営業活動により生じた損失で、繰越利益剰余金でも補填できず、複数年にわたって累積した損失の割合を示す指標。

③流動比率



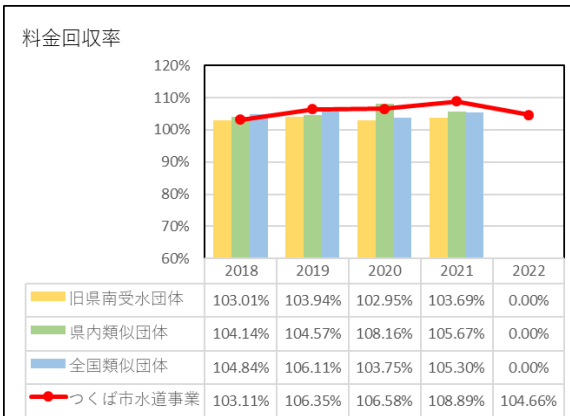
流動負債に対する流動資産の割合で、短期的な債務に対する支払い能力を示す指標。100%を下回ると1年以内に現金化できる資産で1年以内に返済する負債を賄えない状況となる。

④企業債残高対給水収益比率



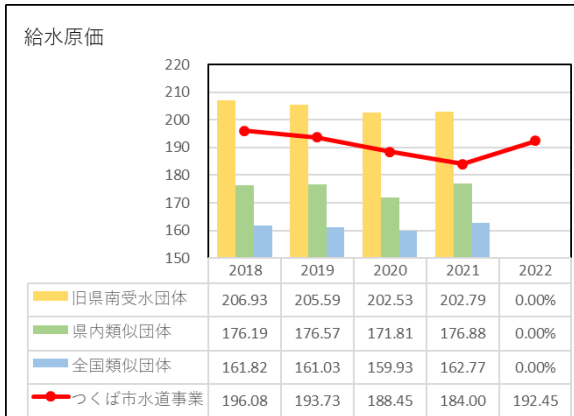
給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示す指標。つくば市水道事業経営戦略では、この指標の上限を350%としている。

⑤料金回収率



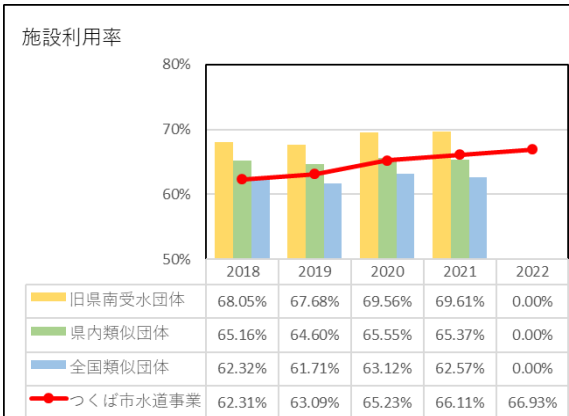
給水に係る費用がどの程度給水収益で賄われているかを表す指標。100%を下回ると赤字給水となる。

⑥給水原価



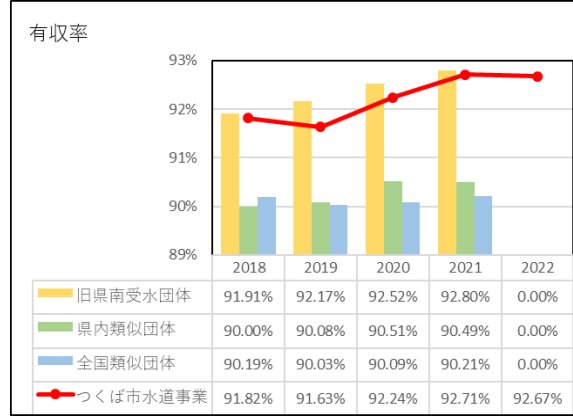
有収水量1㎡当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標。

⑦施設利用率



一日配水能力に対する一日平均配水量の割合で、施設の利用状況や適性規模を判断する指標。

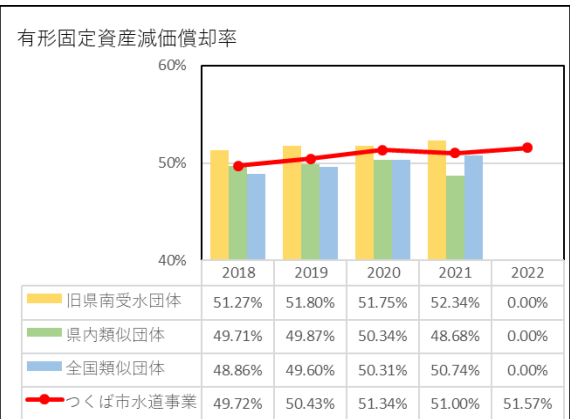
⑧有収率



施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。

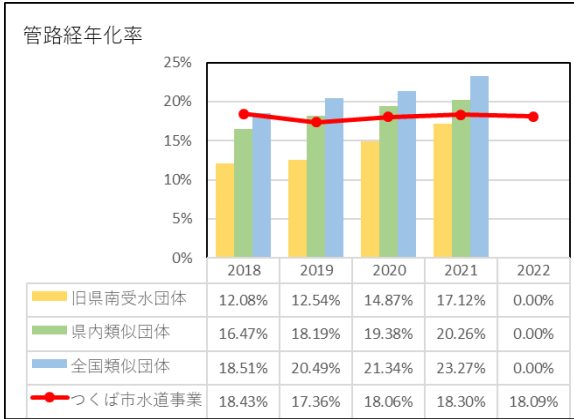
(2) 老朽化の状況を示す指標

①有形固定資産減価償却率



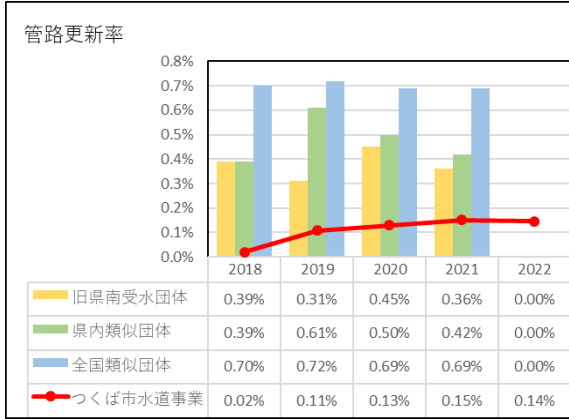
有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示す。

②管路経年化率



法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合いを示す。

③管路更新率



当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる指標である。

料金改定案の検討手順（案）

資料 7

財政計画の策定

- ・ 料金算定期間の決定
- ・ 水需要など業務量の見込み
- ・ 財政の収支見通し

令和4年度に策定した「つくば市水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」とする。）における投資・財政計画を基本とする。

料金算定期間において実施

水需要予測の実施（第4回）

- ・ 直近実績を踏まえた水需要予測を行う。

将来の給水収益を試算するために実施する。

投資計画の検証（第5回）

- ・ 上水道未普及地域解消事業、老朽施設等の更新事業の検証する。

物価変動や事業の進捗などを考慮し経営戦略に示している投資計画の検証を行う。

総括原価の算定（第3回、第6回）

- ・ 水道事業における総括原価を整理し、資産維持費の算定を行う。

水道事業を維持していくために必要な原価を洗い出す。水道事業で使用している資産を将来継続して維持していくために必要な費用を算定する。

料金体系の設定（第3回、第6回）

- ・ 総括原価の料金への配分を実施し、新料金体系の検討を行う。

総括原価をどのように水道料金で回収するか検討を行う。現行の料金体系のどの部分を見直すのか検討する。

料金表の確定（第7回、第8回）

- ・ 収益、原価の予測を基に財政シミュレーションを実施。

これまで検討した内容を基にシミュレーション（将来予測）を行う。結果を検証し、必要に応じて繰り返し実施する。

茨城県水道ビジョン（概要版）

1 策定の趣旨

目的

- 長期的かつ広域的視点から本県の水道が抱える課題を整理し、人口減少社会においても、安全で強靱な水道を持続させることを目的とし、本県水道が目指すべき「将来の理想像」と、その実現のための取り組みの方向性を示すために、従来の「茨城県水道整備基本構想 21」を全面改定し「茨城県水道ビジョン」を策定することとしました。

位置付け

- 本ビジョンは、人口減少を踏まえ、「将来の茨城県水道のあり方」を設定した「本県水道の基本的な指針」となるものです。
- 国の「新水道ビジョン」、改正水道法が示す「水道の基盤を強化するための基本的な方針」、県の施策をとりまとめた「茨城県総合計画」等との整合を図っています。

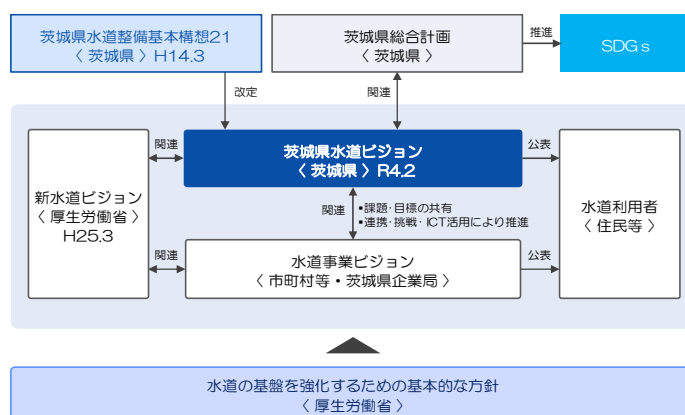
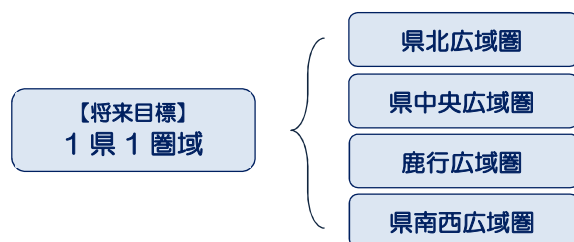


図 1-1 茨城県水道ビジョンの位置付け

对象地域

- 茨城県内全域が対象です。
- 県内を 4 つの圏域として整備を推進し、広域連携の進捗に伴い順次統合し、将来的には 1 県 1 圏域とすることを目指します。



目標年度

- 目標年度は県総合計画との整合を図り、令和 3（2021）年度～令和 32（2050）年度までの 30 年間を見据えたうえで、当面の計画期間を令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。



图 1-2 卷域图

2 将来目標の設定

理想像と推進要素

30年後を見据えた「茨城県水道の理想像」は次に示すとおりです。

水道水の安全の確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靱」、供給体制の持続性の確保を「持続」と表現し、これら3つの観点から30年後（2050年）の水道の理想像を具体的に示し、これを関係者間で共有することとします。また、理想像実現の推進要素として、「連携」、「挑戦」、「ICT活用」を位置付けます。

茨城県水道の理想像

時代や環境の変化に対して的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、
必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、
合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道

基本理念

基本理念は、県総合計画との整合をとり次のとおりとします。

茨城県水道ビジョンの基本理念

『 活力があり、県民が日本一幸せな県 』
～ 新しい安心安全へのチャレンジ ～
< 安心な暮らしの確保 >

基本方針・基本目標

水道の目指すべき理想像の実現に向け、「安全」、「強靱」、「持続」を具現化する基本方針を示します。また、基本目標は、県の水道の目指すべき方向に向けて、現状評価より取組む必要がある課題をまとめたものであり、実施すべき具体的な対応策を設定します。

【基本方針】		【基本目標】
茨城県水道の理想像	安全 水道水の安全 安全な水の供給の保証	- 水道未普及の解消 - 水質管理体制の強化 - 貯水槽水道の対策
	強靱 危機管理・災害対策 強靱な水道の構築と危機管理の強化	- 水道施設の耐震化の推進 - 危機管理対策の強化 - 住民との連携の強化
	持続 運営基盤の強化 将来にわたる水道サービスの持続の確保	- 経営健全化の推進 - 人材の育成、技術力の強化 - 運営基盤の強化に関わる方策の推進
推進要素		
連携 挑戦 ICT活用		

図 2-1 基本方針・基本目標

3 理想像実現への取組みのスケジュール

表 3-1 取組むべき方策のスケジュール

基本方針	基本目標	目標設定	令和3年	中間 令和7年	目標 令和12年	以降継続
安全	水道未普及の解消	水道普及率 94.7%【H30年度】⇒100%【R32年度】				
	水質管理体制の強化	クリプトスポリジウム等対策	クリプトスポリジウム等対策指針に沿った対応の推進【定性指標】			
		水安全計画の策定	水安全計画の策定率 20.9%【R2年度】⇒100%【R12年度】			
		非公営簡易水道等の水質管理の強化	非公営簡易水道については、上水道への統合を推進【定性指標】			
			小規模水道については、出来る限り、上水道への統合を推進【定性指標】			
		鉛製給水管更新の推進	鉛製給水管の更新を着実に実施【定性指標】			
	貯水槽水道の対策	受検率の向上及び指摘率の低減を図る。【定性指標】				
強靱	水道施設の耐震化の推進	浄水場耐震化率 16.5%【H30年度】⇒41%【R12年度】				
		配水池耐震化率 40.0%【H30年度】⇒70%【R12年度】				
		基幹管路耐震適合率 42.3%【H30年度】⇒60%【R12年度】				
	危機管理対策の強化	危機管理マニュアル【共通部（地震）】の策定率 58.1%【H30年度】⇒100%【R12年度】				
		リエゾン派遣制度の整備【定性指標】				
持続	住民との連携の強化	住民とのコミュニケーション体制を強化【定性指標】				
	経営健全化の推進	資産維持費を適正に計上した料金設定の推進【定性指標】				
		収支の見通しの作成・公表の推進【定性指標】				
		住民とのコミュニケーション体制を強化【定性指標】（再掲）				
	人材の育成、技術力の強化	ICTを活用した業務全般の省力化の推進【定性指標】				
		技術力向上に資する研修への参加を推進【定性指標】				
		第三者委託をはじめとした官民連携の推進【定性指標】				
	運営基盤の強化に関わる 方策の推進	水道事業ビジョンの策定	水道事業ビジョン策定率 76.8%【R2年度】⇒100%【R12年度】			
		アセットマネジメントの実践	アセットマネジメント（標準型3C以上）の実施率 51.1%【R2年度】⇒100%【R12年度】			
		耐震化計画の策定	耐震化計画（施設）策定率 41.9%【R2年度】⇒100%【R12年度】			
			耐震化計画（管路）策定率 55.8%【R2年度】⇒100%【R12年度】			
		水道施設台帳の整備	水道施設台帳整備率 41.9%【R2年度】⇒100%【R4年度】			
			水道施設台帳（管路）電子化率 100%【R7年度】			

最も合理的に理想像を実現するための手段として、広域連携が有効

4 県全体の現状・課題

給水収益の減少

- 人口減少に伴い水需要（給水量）も減少することで、給水収益（収入）が減少する見込みです。
1日平均給水量は、令和32（2050）年度には平成30（2018）年度と比べ、▲5.2%（▲45千m³/日）減少する見込みです。なお、給水収益対象水量ベースでは▲4.3%減少となる見込みです。

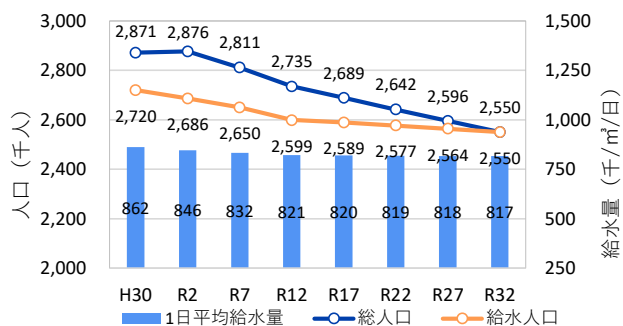


図 4-1 1日平均給水量の推移（推計）

H30（実績）には、非公営簡易水道を含み
R2以降（推計）には、非公営簡易水道を含まない。

支出の増加

- 水道施設の老朽化等により更新需要（支出）は大幅に増加する見込みです。
県企業局と市町村等は、全部で127の浄水場を有していますが、これらの浄水場更新費は、令和32（2050）年度までの30年間で、約3,760億円が必要となる見込みです。
なお、浄水場を単純更新した場合には、給水原価が約1.3倍となる試算結果となりました。

施設の最適化が必要

- 平成30（2018）年度の1日最大給水量実績は、県と市町村等が保有する全浄水場能力（整備済）の7割程度です。今後の大幅な水需要増加は見込まれないことから、浄水場を適正規模にダウンサイジングすることが必要です。
- 水道施設の耐震性が低いため、耐震化の推進が必要となりますが、過大投資を避けるために、特に多額の費用を要する浄水場の耐震化・更新の実施については、十分な検討が必要です。

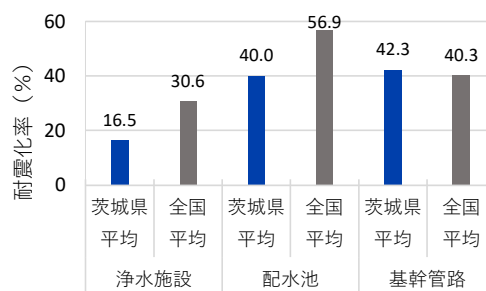


図 4-2 耐震化率（平成30年度）

※ 基幹管路は耐震適合率を示します。

水道担当職員の減少

- 市町村等の水道担当職員（臨時職員等含む）は減少を続けており、単独での事業運営継続に懸念があります。10年前と比べ営業業務（窓口対応や納入書作成業務等）の民間委託が進み、水道担当職員は▲14%減少（▲134人減少）しています。特に、小規模な事業者においては、必要な技術者の配置も困難な状況にあります。

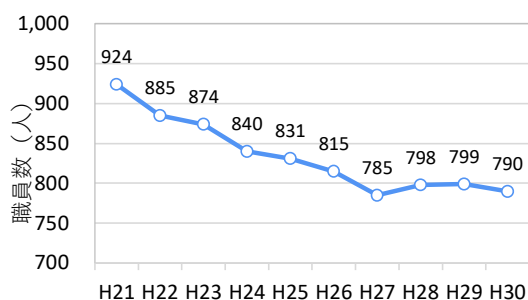


図 4-3 市町村等の水道担当職員の推移

課題の整理

- 各市町村等（水道事業者）単独では、市町村の範囲を超えた検討・統廃合等を行うことが困難であり、県全体としてみた場合、水道施設の全体最適化が図れないことが課題となります。
- 運営基盤に格差があり、特に、小規模な事業者ほど人口減少の影響を受けやすく、財政面、人材面の両面から、事業運営継続が困難となることが課題となります。

5 県が目指す広域連携について

広域連携について

- 人口減少社会の到来により水道事業等を取り巻く経営環境の悪化が予測されるなかで、将来にわたり水道サービスを持続可能なものとするためには、水道施設の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出、人材の確保などを可能とする広域連携の推進が重要となります。

広域連携による課題解消

- 各市町村等（水道事業者）は、水道の基盤を強化するために、現状でも、数々の経営努力を行っているところではありますが、市町村等単独での対応には、自ずと限界があります。
- このため、抜本的な対策として、県が広域連携の主導となることにより、県全体として水道事業の最適化を図ることが必要です。
- 県としては、水道事業が抱える課題を解消し、人口減少下において、最も合理的に茨城県水道の理想像を実現するための手法として、段階的な1県1水道（水道用水供給事業（県企業局）と県内全ての水道事業（市町村等）の事業統合）を目指すものです。

広域連携にあたっての基本的な方針

広域連携にあたっての基本的な方針（1県1水道）	
県が目指す広域連携	● 本県の水道事業の30年後（2050年）の姿を1県1水道（サービス・料金等の統一）とします。 ● 長期的な需要と供給の均衡をとり、重複投資のない合理的なものとするため、県内全域をみた広域的視点で、施設の統廃合や再配置を検討します。なお、維持管理や水質管理体制、災害時への対応についても考慮します。 ● 30年後の姿を見据え、段階的に統合を推進します。（当面10年間で取組む事項を整理します。）

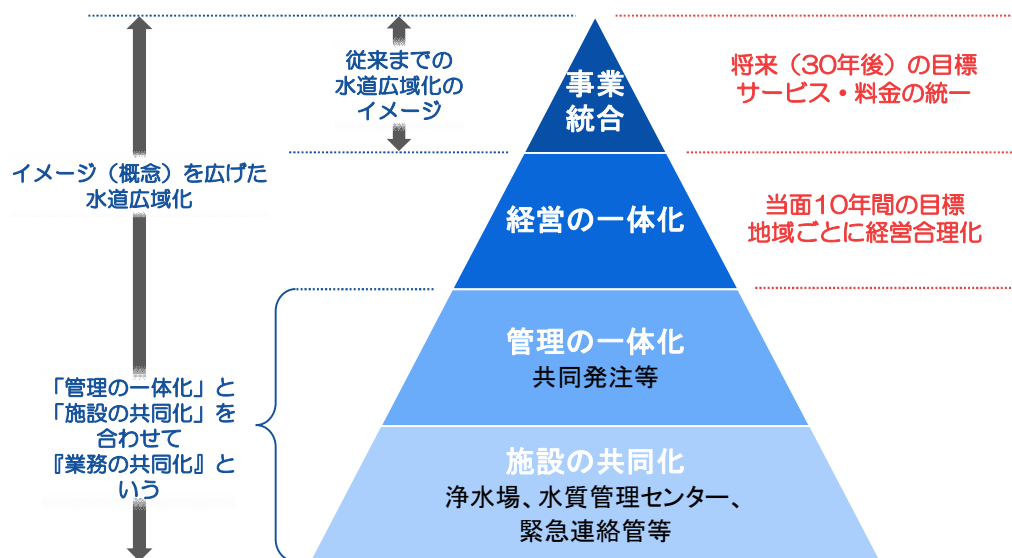


図 5-1 段階的な広域連携のイメージ

段階的な広域連携の取組み

当面の 10 年間で取組む事項	
取組 み	《広域圏》 ● 県北広域圏：水道用水供給事業からの受水が困難な水道事業者について経営手法（共同発注等）を検討します。 ● 県中央広域圏：水道用水供給事業（県企業局）と水道事業（市町村等）の経営の一体化を推進します。 ● 鹿行広域圏：水道用水供給事業（県企業局）と水道事業（市町村等）の経営の一体化を推進します。 ● 県南西広域圏：水道用水供給事業（県企業局）と水道事業（市町村等）の経営の一体化を推進します。 ※事業統合により、水道料金の統一が必要となりますが、広域連携の第一段階として、水道料金統一を必要としない、経営の一体化の手法で広域連携を推進します。
	《水道用水供給事業》 ● 県営水道用水供給事業（県中央広域、鹿行広域、県南西広域）の統合を推進します。 ● 市町村等水道事業との経営の一体化を目指しながら、浄水場施設等の再配置を検討します。

その後の 20 年間で取組む事項	
取組 み	● 経営の一体化をした地域では、料金格差を是正します。 ● 県内水道事業の一元化（1 県 1 水道（サービス・料金の統一））を実現します。

具体的な取組み

広域連携（1 県 1 水道）実現にあたっての具体的な取組み	
具 体 的 な 取 組 み	● 協議会等の設置 「水道事業の将来の姿（1 県 1 水道）」について、各水道事業等々に検討していただくため、検討の場として、段階的に検討準備会及び広域的連携等推進協議会を設置し、経営主体、施設の再配置、経営統合の時期等の諸課題を検討します。 ● 水道基盤強化計画の策定 協議会等において、諸課題に関する地域の意見を集約し、その合意結果をもって、水道基盤強化計画（水道法第5条の3）を策定し、実施計画とします。 ● 水道広域化推進プランの策定 有利な財源の活用を目指すため、また、検討の素案とするため、水道広域化推進プランを策定します。

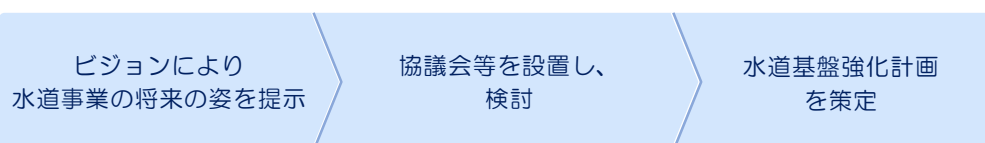


図 5-2 広域連携（1 県 1 水道）実現にあたっての具体的な取組み

水道事業の広域連携：経営統合（経営の一体化）等に向けた主な流れ

資料8-2

